

こすぎ法律事務所報酬基準

❖ 弁護士に支払う費用の種類

- 着手金・・・事件の処理をご依頼いただいた時点で、処理の対価としてお支払いいただくものです。
分割でのお支払いも可能です。事件の結果にかかわらず、返金はいたしません。
- 報酬金・・・勝訴判決を得たとき、和解が成立したとき、刑事事件で無罪判決を得たとき、など、事件終了時にお支払いいただくものです。成功した程度によって金額は異なります。
- 実費・・・裁判所に納める収入印紙代、郵便切手代、交通費、宿泊料など、多岐にわたります。
実費については、原則として、事件処理に着手した時点でお預かりし、終了時に精算いたします。
- 日当・・・事務処理のために遠方に出張する場合、訴訟・調停事件等で裁判所に出廷する場合の手数料としてお支払いいただくものです。
- 電気通信費・・・事件処理にあたり通常必要な電話代、FAX 通信代、コピー代等の相当額としてお支払い頂くものです。
通常5000円～10000円程度をお支払い頂き、後の精算はいたしません。

❖ 法律相談・鑑定・内容証明・契約書作成・契約締結交渉・即決和解

1. 一般の法律相談料 45分間以内 5250円 (以降15分毎 2100円)

*相談時に直ちに事件処理をご依頼いただいた場合には、当日の相談料は無料。

*また、以下の問題の法律相談については、初回45分間 無料 (以降15分毎 2100円)

■多重債務(借金)問題

■交通事故の問題(人身事故の被害者の場合)

2. 書面による法律鑑定料 10万5000円~31万5000円

法律相談の場では見解の出せない学説の研究・判例の検索・検討・当該事件の法律上の検討を行い、弁護士名の意見書を作成します。

3. 内容証明作成料

弁護士名による内容証明郵便作成	5万2500円~
依頼者本人名による内容証明郵便作成	3万1500円~

4. 文書作成料 (法律相談料とは別途必要です。)

契約書・合意書・示談書等A4版3枚以内程度で、初回の法律相談料の中で作成できるもの	3万1500円~6万3000円
協議書・契約書等A4版3枚を超える契約書で、複雑なもの	6万3000円~

5. 契約締結交渉

経済的利益	着手金	報酬金
(1)~300万円	(3%)+消費税	(6%)+消費税
(2)300万円超~3000万円	(2%+3万円)+消費税	(4%+6万円)+消費税
(3)3000万円超~3億円	(1%+33万円)+消費税	(2%+66万円)+消費税

*着手金の最低額は10万5000円です。

6. 即決和解

経済的利益	
(1)~300万円	10万5000円
(2)300万円超~3000万円	(1%+7万円)+消費税
(3)3000万円超~3億円	(0.5%+22万円)+消費税
(4)3億円超	(0.3%+82万円)+消費税

*示談交渉を要しない場合の手数料です。示談交渉が必要な場合は、別途示談交渉の着手金・報酬が必要となります。

❖ 訴訟一般

着手金と報酬金

経済的利益	着手金	報酬金
(1)～300万円	(8%) + 消費税	(16%) + 消費税
(2) 300万円超～3000万円	(5% + 9万円) + 消費税	(10% + 18万円) + 消費税
(3) 3000万円超～3億円	(3% + 69万円) + 消費税	(6% + 138万円) + 消費税
(4) 3億円超	(2% + 369万円) + 消費税	(4% + 738万円) + 消費税

* 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。

なお、着手金の最低額は10万5000円です。

* 訴訟事件については、簡裁・地裁・高裁の各審級の受任ごとにお支払い頂くことになります。控訴事件の受任時には、あらかじめ控訴審の着手金をお支払い頂きますが、その金額は、原則として第1審の着手金と同額となります。

* 示談交渉事件から引き続き調停・訴訟事件を受任した場合の調停・訴訟(第1審)の着手金は、原則として上記着手金の2分の1となります。この場合の着手金の最低額も10万5000円となります。但し、示談交渉事件について、上記の経済的利益の額を基準とせずに定めた場合は、上記経済的利益の額を基準にそれまでの活動を加味して算定するものとします。

* 経済的利益の額とは、紛争の相手方に対して請求する金額、又は相手方から請求をされている金額のことを言います。

(例) 200万円の貸金の請求の場合、200万円が経済的利益となり、

その請求訴訟を起こして全面勝訴した場合、

着手金は $200\text{万円} \times 8\% \times 1.05(\text{消費税}) = 16\text{万}8000\text{円}$

報酬金は $200\text{万円} \times 16\% \times 1.05(\text{消費税}) = 33\text{万}6000\text{円}$ が原則的な金額となります。

❖ 借地借家関係

1. 土地・建物明渡請求

(1) 明渡請求交渉

着手金	10万5000円～15万7500円
報酬金	10万5000円 * 起訴前和解の場合、5万2500円増額

(2) 明渡請求訴訟

着手金	21万円 * 明渡交渉で着手金を頂いている場合は10万5000円となります。
報酬金	15万7000円* ¹ ～ 21万円* ²
実費	5万円程度

*¹ 明渡請求交渉を経て任意の明渡しの同意ができたがその履行がなされずに訴訟提起し、勝訴した場合の報酬。

*² 明渡請求交渉での合意を経ずに訴訟提起し、勝訴した場合の報酬。

(3) 占有移転禁止の仮処分

着手金	5万2500円
報酬金	5万2500円
実費	1万円程度

(4) 明渡強制執行

着手金	15万7500円
報酬金	原則なし
実費	10万円程度*

* 貸借人等が荷物を残して退去した場合は、保管、処分費用(規模にもよりますが概ね50万円程度)を賃貸人側で立て替える必要があります。なお、貸借人等からの処分費用等の回収は事実上困難です。

2. 未払賃料等回収

(1) 未払賃料等請求交渉

着手金	5万2500円
報酬金	回収金額の10%もしくは5万2500円のいずれか高い方

(2) 賃料回収強制執行

着手金	5万2500円
報酬金	回収金額の10%もしくは5万2500円のいずれか高い方
実費	1万円程度

(注意)

相手方が内容証明郵便や訴状等の郵便物を受け取らず、現地の調査等が必要になった場合には、報酬を増額(3～5万円程度)させていただく場合があります。また、強制執行において、相手方が居座るなど困難な状態が生じた場合には、報酬を増額(5～10万円程度)させていただく場合があります。

3. 借地非訟事件及び借地非訟に関する調停事件

着手金	借地権の価格5000万円以下	21万円～	
	借地権の価格5000万円超	(上段の額に5000万円を超える部分の1%を加算した額) + 消費税	
報酬	申立人について	申立が認められたとき	(借地権の額の1/2を経済的利益として訴訟一般の報酬金の規定により算定された額) + 消費税
		相手方の介入権が認められたとき	(財産上の給付額の1/2を経済的利益として訴訟一般の報酬金の規定により算定された額) + 消費税
	相手方について	申立が却下されたとき又は介入権が認められたとき	(借地権の額の1/2を経済的利益として訴訟一般の報酬金の規定により算定された額) + 消費税
		賃料の増額又は財産上の給付が認められたとき	(賃料増額分の7年分又は財産上の給付額を経済的利益として訴訟一般の報酬金の規定により算定された額) + 消費税

*借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、上記の規定による額の1/2とします。

*借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、上記の規定による額の1/2とします。

4. 境界確定訴訟

着手金	42万円～63万円
報酬金	42万円～63万円

*この他、測量の費用が別途かかることがあります。

5. 近隣関係調停・訴訟

着手金	調停	21万円～42万円
	訴訟	42万円～63万円
報酬金	調停	21万円～42万円*
	訴訟	42万円～63万円*

*損害賠償請求が認められた場合は、上記金額に加えて、訴訟一般の報酬金の規定により算定された金額をお支払いいただきます。

❖ 商事事件

1. 会社設立等 設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算に関する手数料

経済的利益	着手金
(1)～1,000万円	(4%)+消費税
(2)1,000万円超～2,000万円	(3%+10万円)+消費税
(3)2,000万円超～1億円	(2%+30万円)+消費税
(4)1億円超～2億円	(1%+130万円)+消費税
(5)2億円超～10億円	(0.5%+230万円)+消費税
(6)10億円超～	(0.3%+630万円)+消費税

* 合併又は分割については、着手金の最低額は210万円となります。

* 通常清算については、着手金の最低額は105万円となります。

* その他の手続きについては、着手金の最低額は21万円となります。

2. 会社設立等以外の登記等

申請手続	1件につき、5万2500円
交付手続(登記簿謄本等)	1通につき、1050円

3. 株主総会等

株主総会等の指導のみの場合	31万5000円
株主総会等の準備の指導も含む場合	52万5000円

❖離婚事件

1. 離婚交渉・調停

着手金	21万円～42万円*
報酬金	着手金と同額 +損害賠償、財産分与等で財産給付を得ることができた場合には、 訴訟一般の報酬基準 に従って算定した金額を上限として、お支払いいただきます。

2. 離婚訴訟

着手金	訴訟から受任する場合 31万5000円～52万5000円* 調停から引き続き訴訟事件を受任する場合 10万5000円*
報酬金	着手金と同額 +損害賠償、財産分与等で財産給付を得ることができた場合には、 訴訟一般の報酬の基準 に従って算定した金額を上限として、お支払いいただきます。

* 離婚交渉・調停・訴訟の着手金は、事案の難易、婚姻費用分担の調停の申立の有無等により当該範囲内で決定します。

❖ 相続関係事件

1. 遺言書作成手数料

項目	手数料	
定型	5万2500円～	
非定型 【基本】	遺産相続が300万円以下の場合	(20万円)+消費税
	300万円を超え3000万円以下の場合	(1%+17万円)+消費税
	3000万円を超え3億円以下の場合	(0.3%+38万円)+消費税
	3億円を超える場合	(0.1%+98万円)+消費税
遺言の内容につき、特に複雑 又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議によって定めます。	
公正証書遺言にする場合	公正証書の作成に弁護士が証人として 立ち会わない場合	上記遺言書作成費用の金額に3万1500円 を加算した金額
	公正証書の作成に弁護士が証人として 立ち会う場合	上記遺言書作成費用の金額に8万4000円 を加算した金額

* 報酬金:原則なし

2. 遺産分割・遺留分減殺請求交渉

着手金	10万5000円～
報酬金	財産給付を得ることができた場合には、 訴訟一般の報酬の基準 に従って算定した金額を上限として、お支払いいただきます。

3. 遺産分割・遺留分減殺請求調停

着手金	21万円～
報酬金	財産給付を得ることができた場合には、 訴訟一般の報酬の基準 に従って算定した金額を上限として、お支払いいただきます。

4. その他の相続問題に関する費用については、別途ご相談のうえ決定いたします。

❖ 成年後見申立

1. 成年後見申立

申立書の作成のみで弁護士が代理人として手続きしない場合	15万7500円～26万2500円
弁護士が、申立の作成及び代理人として手続きをする場合	31万5000円～52万5000円

* 財産の数、種類によって上記の金額の範囲内で決定いたします。

2. 任意後見又は財産管理・身上看護の手数料

	基本	特に複雑な事情又は特殊な事情がある場合
依頼者の事理弁識能力の有無・程度及び財産状況その他の事情等の調査手数料	5万2500円～21万円	依頼者と弁護士との協議によって定めます。
任意後見又は財産管理・身上看護の委託事務処理報酬金* ¹	依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務処理を行う場合	月額1万0500円～5万2500円
	依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事項に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務を行う場合	月額5万2500円～15万7500円
任意後見契約又は財産管理・身上看護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料	1回あたり2万1000円から5万2500円	

*¹ 不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理契約に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理契約のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める上記の報酬金とは別に、訴訟一般の着手金・報酬金が必要となります。

❖ 多重債務事件（借金問題）

I 個人の債務整理

1. 自己破産事件

債権者数	着手金	報酬金	実費
～ 10社	31万5000円	なし	*1*2
11社 ～ 15社	36万5000円	なし	3万円程度*1*2 ～
16社 ～	42万円 ～	なし	*1*2

*別途電気通信費として5250円(税込)を申し受けます。

*破産手続の中で、当事務所の活動により、破産者の保有する財産(土地・建物等で財団から放棄されたものを含む)を任意売却した場合において、債権者との交渉により任意売却に関する弁護士費用を確保できたときは、債権者の同意を得た弁護士費用を報酬として受領します。

*管財事件となった場合には、別途日当等の費用が発生します。

*₁ 負債総額、債権者数など事件の内容により異なります。詳細はご相談ください。

*₂ なお、事情により管財事件となる場合には別途20万円以上の予納金を裁判所に納める必要があります。

2. 民事再生事件

	債権者数	着手金	報酬金	実費
住宅ローンなし	～ 10社	36万7500円	なし	3万5000円程度*1*2
	11社 ～ 15社	42万円	なし	5万円程度*1*2
	16社 ～	47万2500円～	なし	*1*2
住宅ローンあり	～ 10社	42万2500円	なし	3万5000円程度*1*2
	11社 ～ 15社	47万2500円	なし	5万円程度*1*2
	16社 ～	52万5000円～	なし	*1*2

*依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとします。

*₁ 負債総額、債権者数など事件の内容により異なります。詳細はご相談ください。

*₂ 裁判所によって異なります。

3. 任意整理事件

着手金	報酬金	実費
1社 4万2000円	なし* ₁	2万円程度* ₂

*別途電気通信費として5250円(税込)を申し受けます。

*₁ なお、過払い金が発生していた場合には別途報酬が発生いたします。

その場合の報酬については、以下の「4. 過払い金の回収」をご参照ください。

*₂ 実費につきましては、事件処理終了後精算し、実際に使用した費用以外は全てお返しします。

4. 過払い金の回収

訴訟をしない場合	報酬金として、(回収金の20%)+消費税
訴訟をする場合	報酬金として、(回収金の25%)+消費税

II 事業者の債務整理

1. 自己破産事件

着手金	報酬金	実費
52万5000円～	なし	*1*2

*別途電気通信費として10500円(税込)を申し受けます。

*破産手続の中で、当事務所の活動により、破産者の保有する財産(土地・建物等で財団から放棄されたものを含む)を任意売却した場合において、債権者との交渉により任意売却に関する弁護士費用を確保できたときは、債権者の同意を得た弁護士費用を報酬として受領します。

*₁ 負債総額、債権者数など事件の内容により異なります。詳細にご相談ください。

*₂ なお、事情により管財事件となる場合には別途20万以上の予納金を裁判所に納める必要があります。

2. 民事再生事件

着手金	報酬金	実費
105万円～	210万円～	*1*2

*別途電気通信費として10500円(税込)を申し受けます。

*依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとします。

*₁ 負債総額、債権者数など事件の内容により異なります。詳細にご相談ください。

*₂ 裁判所によって異なります。

❖労働事件

1. 保全処分（従業員の仮の地位を定める仮処分）

着手金	報酬金
21万円～	21万円～

* 保全処分により、終局的な解決がなされた場合の報酬金は、次の本案訴訟の A タイプの報酬金とします。

2. 労働審判・本案訴訟（解雇無効・従業員たる地位確認・給与支払い請求等）

	着手金	報酬金
A	10万5000円	31万5000円、又は(回収額の30%)+消費税のいずれか高い方
B	21万円	21万円、又は(回収額の16%)+消費税のいずれか高い方

* 上記 A タイプか B タイプのいずれかをお選びいただけます。

* 事件の内容により、30%の範囲内で増減することができます。

* 労働審判から訴訟に移行した場合、別途着手金として5万2500～10万5000円が加算されます。

3. 示談交渉・団体交渉

解雇無効・従業員の地位確認・給与支払請求の示談交渉	上記2.本案訴訟の着手金・報酬金と同様。 示談交渉又は団体交渉後に保全処分に移行した場合の着手金は、上記1.の保全処分着手金の1/2とします。
団体交渉立会(労働組合への対応)	示談交渉・保全処分・本案訴訟の他に、団体交渉が行われた場合は、示談交渉・保全処分・本案訴訟の着手金及び報酬金の他に下記時間あたり手数料をお支払い頂きます。 参加弁護士1名につき、1時間あたり2万1000円。 なお、上記時間は、事務所から交渉場所までの往復の移動時間及び交渉時間の合計時間とさせていただきます。

4. 労災認定交渉

経済的利益	着手金	報酬金
(1)～300万円	(8%)+消費税	(16%)+消費税
(2)300万円超～3000万円	(5%+9万円)+消費税	(10%+18万円)+消費税
(3)3000万円超～3億円	(3%+69万円)+消費税	(6%+138万円)+消費税
(4)3億円超	(2%+369万円)+消費税	(4%+738万円)+消費税

* 事件の内容により、30%の範囲内で増減することができます。

* 着手金の最低限は、21万円です。

❖ 債権回収

1. 手形訴訟

経済的利益	着手金	報酬金
(1)～300万円	(4%)+消費税	(8%)+消費税
(2)300万円超～3000万円	(2.5%+4万5000円)+消費税	(5%+9万円)+消費税
(3)3000万円超～3億円	(1.5%+34万5000円)+消費税	(3%+69万円)+消費税
(4)3億円超	(1%+184万5000円)+消費税	(2%+369万円)+消費税

*通常訴訟に移行したときの着手金は、一般訴訟の着手金と上手形訴訟の着手金の差額とし、報酬金は、一般訴訟の報酬金となります。

2. 強制執行（判決・和解調書・公正証書等による強制執行）

項目	着手金・報酬金それぞれ	
弁護士 費用	300万円以下の場合	(4%)+消費税
	300万円を超え3000万円以下の場合	(2.5%+4万5000円)+消費税
	3000万円を超え3億円以下の場合	(1.5%+34万5000円)+消費税
	3億円を超える場合	(1%+184万5000円)+消費税

*着手金の最低限は、10万5000円です。

3. 抵当権の実行

項目	着手金・報酬金それぞれ	
弁護士 費用	300万円以下の場合	(4%)+消費税
	300万円を超え3000万円以下の場合	(2.5%+4万5000円)+消費税
	3000万円を超え3億円以下の場合	(1.5%+34万5000円)+消費税
	3億円を超える場合	(1%+184万5000円)+消費税

4. 支払督促手続

経済的利益	着手金	報酬金
(1)～300万円	(3%)+消費税	(8%)+消費税
(2)300万円超～3000万円	(2%+3万円)+消費税	(5%+9万円)+消費税
(3)3000万円超～3億円	(1%+33万円)+消費税	(3%+69万円)+消費税
(4)3億円超	(0.5%+183万円)+消費税	(2%+369万円)+消費税

*着手金の最低金額は、5万2500円です。

*相当期間内に依頼者が金銭等の具体的な回収をできる見込みがないときは、上記報酬金の2分の1とします。

*督促手続事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、**一般訴訟事件の着手金**と上記着手金の差額となり、この場合の報酬金は、**一般訴訟事件の報酬金**となります。

保全処分

経済的利益	着手金	報酬金
(1)～300万円	(4%)+消費税	下記、参照
(2)300万円超～3000万円	(2.5%+4万5000円)+消費税	
(3)3000万円超～3億円	(1.5%+34万5000円)+消費税	
(4)3億円超	(1%+184万5000円)+消費税	

5. * 複雑な事件又は重大な事件である場合は、保全命令が出されたときに、報酬金として、上記着手金と同額の報酬をお支払い頂きます。

* 複雑な事件又は重大な事件で、かつ、審尋・口頭弁論を経たときは、一般訴訟事件の報酬金の3分の1の報酬金をお支払い頂きます。

* 保全処分により、本案の目的を達したときは、一般訴訟事件の報酬金と同額の保証金をお支払い頂きます。

* 保全執行事件は、複雑な事件又は重大な事件である場合に限り、前記民事執行の着手金・報酬金と同額の着手金・報酬金をお支払い頂きます。

* 保全命令申立事件の最低着手金は21万円となります。

❖ 講演会等

講演料
1時間あたり3万1500円*1

*1 打合せ、レジメ作成、資料調査費用を含みます。

講演会に伴う出張法律相談料	講演会に伴う出張法律相談の出張料
1時間あたり2万1000円*3	1時間あたり1万500円*2

*2 . 3弁護士は、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

❖ 刑事事件

1. 起訴前の弁護

着手金	21万円～31万5000円
報酬金	21万円～31万5000円*
実費	事件内容によっては示談金や鑑定料等が必要な場合があります。 また、遠方の警察署に勾留されている場合等は日当が必要となることがあります。

2. 起訴後の弁護

着手金	21万円～52万5000円 起訴前の弁護から引き続き受任する場合は、10万5000円～26万2500円
報酬金	21万円～52万5000円*
実費	事件内容によっては示談金や鑑定料が必要な場合があります。
保釈	保釈請求に対して 保釈許可決定が出た場合 10万5000円
接見回数加算	接見回数が合計5回に達した場合 以後6回目以降の1回当たりの接見につき 1万500円

* 刑事事件の報酬金について

刑事事件は、事案の内容や依頼者のご意向により、目標を決め、その達成度に応じて、成功の度合いを判断します。報酬金が発生するのは、概ね以下のような場合です。

目標	結果
無罪	無罪(起訴前段階で、証拠不十分で釈放された場合等も含む)
罰金刑	罰金刑
執行猶予付き判決	執行猶予付き判決または罰金刑
減刑	検察官の求刑から2割以上減刑された場合

❖ 企業法務

■ 顧問契約 月額 2万5000円～

* 顧問契約を締結していただいた場合、原則として法律相談料はいただきません。

* 顧問契約を締結していただいた企業様及び企業の従業員の方からご依頼いただいた事件処理の費用は、通常の2割引とさせていただきます。詳細は、お問い合わせください。